

決 定 書

異議申出人

住 所

氏 名 岩田 薫

異議申出人代理人

住 所 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号

新宿アイランドアネックス305号

氏 名 弁護士 山下 幸夫

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年（2025年）5月9日付けで提起された令和7年（2025年）4月27日執行鎌倉市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異議の申出の要旨

1 異議の申出の趣旨

- (1) 令和7年（2025年）4月27日執行の鎌倉市議会議員選挙が無効であるとの決定を求める。
- (2) 令和7年（2025年）4月27日執行の鎌倉市議会議員選挙の当選人のうち、東京都新宿区西新宿6-28-7に事務所を置く株式会社ベストプランニング（以下「ベストプランニング」という。）とポスター印刷代金の公費負担の契約を交わした全候補者に関して、その当選を無効とするとの決定を求める。
- (3) 令和7年（2025年）4月27日執行の鎌倉市議会議員選挙の当選人の大石香の当選を無効とするとの決定を求める。
- (4) 令和7年（2025年）4月27日執行の鎌倉市議会議員選挙の当選人の小野田康成並びに細

川愛香の当選を無効とするとの決定を求める。

- (5) 令和7年(2025年)4月27日執行の鎌倉市議会議員選挙で次々点であった岩田薫が当選するとの決定を求める。

2 異議の申出の理由

申出人は、本件選挙における選挙の効力及び当選の効力に関し、本件異議の申出を提起したが、異議申出書、令和7年(2025年)5月28日付けで提出された補正申出書及び同年6月2日に実施した口頭意見陳述における主張から、その理由を要約すれば次のとおりである。

(1) 異議の申出の趣旨1項について

ベストプランニングは、本件選挙の事前説明会の会場前で、同社に選挙ポスターの印刷を依頼すると、掲示板への貼付を無償でサービスするという趣旨のチラシを配布した。公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第143条第15項では地方公共団体の議会の議員の選挙について、地方公共団体は、条例で定めるところにより、ポスターの作成について、無料とすることができる旨を規定している。また、鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成19年6月条例第3号。以下「条例」という。)第9条では、印刷代金を公費で賄う旨の規定がある。

これらは、あくまでもポスターの作成費用に対して公費を負担するとの規定であり、印刷を依頼した候補者に対してポスターの貼付を無償で行うという行為は、ポスターの作成費用を公費で負担するという公職選挙法の趣旨に反している。鎌倉市選挙管理委員会も、貼付まで公費負担に含めたものは承認できないとのことである。

本件については、同社が事前説明会の会場前で配布したチラシに基づくものであり、鎌倉市選挙管理委員会から候補者に対して何の注意喚起もなされないまま選挙が終了したところ、このサービスを利用した者は、それが後で公費負担されないことになると混乱も予想され、同委員会の不作為により選挙の公平性に疑念をもたらすおそれがあることから、本件選挙は無効とされるべきである。

(2) 異議の申出の趣旨2項について

刑法(明治40年法律第45号)第246条第1項は公費を欺いて支出させる行為は詐欺罪に該当すると規定している。また法第243条第1項第4号には法第143条に違反して文書図画の掲示を行った者を処罰するとの規定があり、法第251条はこの罪に問われた者を当選無効とするとしている。

申出人は、鎌倉市選挙管理委員会に公費負担に係る契約書の情報公開請求を行い、その結果、同社と契約を交わした候補者のうち当選人となったのは上野学候補であることが判明した。契約書を見ると、契約金額は440,176円となっており、ポスター作成費しか記入されておらず、貼り付け料金の記載はないため、企業から候補者が寄附を受けたことになり、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第21条第1項に抵触する。直ちに刑事告発を行う考えである。鎌倉市選挙管理委員会は、公費の支出を行う前に、速やかに、違反者についてその当選を無効とするべきである。

(3) 異議の申出の趣旨3項について

大石香候補は、鎌倉市長と握手をしている写真を撮影し、X（旧ツイッター）に投稿しているが、鎌倉市長が特定の立候補予定者と握手をしている写真を撮影させて利用させた行為は法第136条の2に規定され、禁止されるところの公務員等の地位利用による選挙運動に該当し、大石香候補はこれを教唆したものとして正犯の刑を科することになる。法251条は「当選人がその選挙に関しこの章に掲げる罪を犯し刑に処せられたときは、その当選人の当選は、無効とする。」と規定されており、申出人は鎌倉市長並びに大石香候補について令和7年（2025年）5月20日に刑事告発を行った。そうであればその当選は無効とされるべきである。

(4) 異議の申出の趣旨4項について

小野田康成候補が、鎌倉市長と同候補の顔写真と氏名を並べたポスターを鎌倉市議会議員の任期満了の日の6ヶ月前を過ぎても市内（市有地を含む）に貼り続けた行為は、法第143条第16項の禁止行為に該当し、法第201条の14に違反し、法第243条第1項第4号に該当する違反である。法第251条は「当選人がその選挙に関しこの章に掲げる罪を犯し刑に処せられたときは、その当選人の当選は、無効とする。」と規定しており、申出人は刑事告発を行った。そうであればその当選は無効とされるべきである。

また、細川愛香候補については、主宰者が不明の本件選挙に関する候補者を紹介するブログが他の候補者の記事が掲載されているページにも細川愛香候補のスローガン、氏名及び顔写真入りのカラー画像が表示される作りになっていた。他人が作成して公開されていることを装って顔写真の画像を作為的に入れたとするならばSNS拡散を狙った巧みな選挙運動であり、このブログの制作者に対価を支払い、又は物品（画像）の提供をしていたのであれば、法第221条第1項第1号の規定に該当し「3年以下の懲役もしくは禁錮又は50万円以下の罰金」となる。法第251条は「当選人がその選挙に関しこの章に掲げる罪を犯し刑に処せら

れたときは、その当選人の当選は、無効とする。」と規定されていることから、そうであればその当選は無効とされるべきである。なお、申出人は細川愛香候補について令和7年(2025年)5月20日に刑事告発を行った。

(5) 異議の申出の趣旨5項について

令和7年(2025年)4月27日執行の鎌倉市議会議員選挙で次々点であった岩田薫候補が当選するとの決定を求める。

決定の理由

当委員会は、申出人から提起された本件異議の申出を形式的な要件を備えた適法なものと認めたのでこれを受理し、口頭意見陳述を経て、慎重に審理した。当委員会の判断は次のとおりである。

1 本件異議の申出における選挙の効力について

本件異議の申出では、選挙の効力及び当選の効力について無効であると主張されているが、当選の効力に関する争訟とは、「有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、各候補者の有効得票数の算定、または、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う訴訟をいい、広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解するを相当とする。」(東京高裁判決昭和28年2月17日・行政事件裁判例集4巻2号278頁参照)とされていることから、先に選挙の効力について、異議の申出の趣旨1項の審理を行った。

(1) 選挙の効力に関する考え方

法第205条第1項は、「選挙の効力に関し異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があった場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。」と規定している。

ここでいう「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない」(最高裁第三小法廷判決昭和61年2月18

日・裁判集民事 147 号 61 頁参照) とされている。

(2) 異議の申出の趣旨 1 項について

申出人は、本件選挙の効力について、鎌倉市選挙管理委員会から候補者に対して特に何の注意喚起もされないままに選挙が終了し、ベストプランニングが作成したポスターを無償で掲示板に貼り付けるサービスを利用した候補者がポスターの作成費用について公費負担されないことになると混乱が予想され、鎌倉市選挙管理委員会の不作為により選挙の公平性に疑念をもたらすおそれがあることから、無効とされるべきであると主張する。

しかし、ポスター作成に係る公費負担については、法第 143 条第 15 項及び条例第 9 条が公費負担を定め、条例第 10 条が条例第 9 条の適用を受けるための手続きを定め、条例第 11 条が公費負担額及び支払手続きを定めるところ、選挙管理委員会が公費負担に関し、候補者に対して何らかの注意喚起をする義務を定めた規定は公職選挙法上も条例上も存在しないことから、当委員会が候補者に対して注意喚起しなかったとしても、同委員会に「選挙の管理執行の手続に関する明文の規定」に違反する事実は認められない。

また、公費負担の適用を期待した候補者が公費負担の適用を受けられなかったとしても、それは当該候補者の費用負担の問題にとどまるのであって、当委員会が候補者に対して、ベストプランニングとの間で締結する契約に関して何らかの注意喚起をしなかったことにより、本件選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたとは認められない。

したがって、本件選挙につき法第 205 条第 1 項の規定する「選挙の規定に違反する」事実は認められないことから、本件選挙を無効と決することはできない。

2 本件異議の申出における当選の効力について

1 により、選挙無効とはならないと判断されるため、次に当選の効力について、異議の申出の趣旨 2 項、3 項及び 4 項の審理を行った。

(1) 当選の効力に関する考え方

選挙管理委員会が当選の効力について審理するにあたっては、「当選人……がその選挙に関し右のいずれかの選挙犯罪を犯したか否か、如何なる刑に処すべきかの判定は専ら刑事訴訟手続に従い裁判所の裁判によつてのみなされるべきものであることはいうまでもない。公職選挙において当選人と決定された者が公選法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法 206 条、207 条所定の手続において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁

判をする裁判所はこれを審理判定する責務権限を有しない。」（最高裁第三小法廷判決昭和35年9月13日・裁判集民事44号273頁参照）とされている。

また、「当選人については、その罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められている（公選法251条）ことに徴すると、当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪（但し、公選法251条所定の罪に限る。）により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実には右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできないものというべきである。」（名古屋高裁判決平成4年12月17日・判例タイムズ805号249頁参照）とされている。

（2） 異議の申出の趣旨2項について

申出人は、ベストプランニングとポスター作成の契約を交わし、ポスター無償貼付のサービスを受け、公費支出を受けた当選人は詐欺罪（刑法第246条第1項）に該当すること、法第243条第1項第4号の罪を犯した当選人は法第251条により当選無効となることをもって、これらの当選人は当選無効とすべきであると主張する。

上記主張については、選挙における当選人が刑法に違反したことによりその当選を無効とする規定は存在せず、また、いかなる行為が法第143条に違反するかが示されておらず趣旨が不明である上に、上記のとおり、当委員会は、当選の効力についての審理に当たり、当選人が公職選挙法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否かについて審理判定する責務権限を有しない。

また、仮に当選人の行為が上記罰則に違反するものとしても、法第251条は、同条所定の罪を犯し刑に処せられたときにその当選人の当選は無効とするものであるところ、上記主張に係る当選人に関し、本決定を行う時点において法第251条所定の罪を犯し刑に処せられた事実を当委員会は認知したものではないから、直ちに当選無効の原因となるものではない。

（3） 異議の申出の趣旨3項及び4項について

申出人は、大石香候補が法第136条の2の規定に規定される公務員等の地位利用による選挙運動を教唆して法第239条の2第2項に該当すること、細川愛香候補については法第221条第1項第1号の規定に該当することをもって、それぞれ当選の効力が無効であると主張する。

しかし、上記のとおり、両候補が上記各罰則に違反する行為をしたか否かについては、当委員会はこれを審理判定する責務権限を有さず、仮に上記罰則に違反するものとしても、同候補者らに関し、本決定を行う時点において法第251条所定の罪を犯し刑に処せられた事実を当委員会は認知したものではないから、直ちに当選無効の原因となるものではない。

また、申出人は、小野田康成候補が本件選挙において、鎌倉市議会議員の任期満了前6か月を過ぎても法第143条第16項に違反するポスターを掲示しており、法第201条の14第1項、法第243条第1項第4号の規定に該当するとして、当選の効力が無効であると主張する。

このポスターについては、当委員会においても現地確認を行い、法第143条に違反すると認められる文書図画であることを確認したため、法第147条第1項第1号に基づき撤去するよう連絡した事実はあるものの、法第243条第1項第4号の適用について認定をしたものではない。

また、上記のとおり、当委員会は、当選の効力についての審理に当たり、当選人が公職選挙法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否かについて審理判定する責務権限を有さず、仮に当該文書図画の掲示につき、小野田康成候補の違反と認定されるものとしても、本決定を行う時点において法第251条所定の罪を犯し刑に処せられた事実を当委員会は認知したものではないことから、直ちに当選無効の原因となるものではない。

なお、申出人の主張する法第201条の14の違反については、法第251条の定める当選無効の原因となるものではない。

3 異議の申出の趣旨5項について

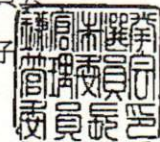
岩田薫候補に関する申出人の主張について、上述のとおり、本件異議の申出において、当選無効となる当選人はないことから、岩田薫氏は当選しない。

以上のことから、申出人の申出は理由が認められなかったので、主文のとおり決定する。

令和7年（2025年）6月14日

鎌倉市選挙管理委員会

委員長 奥津 淑子



(教示)

この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。